

議案第十八号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成九年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

杉並区営久我山五丁目第二アパート

一六、〇〇〇円

を

杉並区営久我山五丁目第二アパート

一八、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

久我山五丁目第二アパートの駐車場の使用料を改定する必要がある。